

# 離島航空路確保維持計画について

## 1 異島航空路確保維持計画とは

地域において、地域の特性・実情に最適な交通手段を確保・維持するための、特に離島航空路線についての計画のことです。

同計画の対象となるのは、補助対象事業となる路線です（補助対象路線の要件については、「離島航空路確保維持計画の対象となる路線の要件について」を御覧ください。）。

この計画は、都道府県ごとに設置された協議会において策定されます。

同計画には、離島航空路線の運航事業者（補助対象事業者）、補助対象経費等が記載され、策定にあたっては、住民等の意見を反映させるため、パブリックコメント等が行われます。

協議会は策定した計画を国に申請し、国は審査の上、同計画の認定等を行います。

## 2 鹿児島県奄美地域離島航空路線協議会とは

離島航空路確保維持計画の策定主体です。この協議会は都道府県ごとに設置することとされており、鹿児島県の場合、県、奄美地域の市町村、国、運航事業者により構成されています。

## 3 異島航空路（確保維持）事業とは

計画に基づいて実施される事業のことで、事業者（計画対象の離島航空路線の運航事業者）には国から補助金が交付されます。

## 離島航空路確保維持計画の対象となる路線の要件について

離島航空路確保維持計画の対象となる路線は、次のすべての要件を満たす必要があります。

- ① 補助対象期間（令和7年4月1日～令和8年3月31日）に、経常損失が見込まれる離島航空路線であること。
- ② 当該離島航空路線によって結ばれる地点が、当該離島にとって最も日常拠点性を有していること。
- ③ 海上運送等の主たる代替交通機関による当該離島と②の地点の間の所要時間が、概ね2時間以上であること。
- ④ 2社以上の航空運送事業者が競合する路線ではないこと。

※ ①から④の全ての要件を満たす路線が1離島に2路線以上ある場合、就航先（当該離島）の自治体や運航事業者等に意向を確認し、1路線を選定します。